

障害児通所支援事業所  
障害児相談支援事業所 御中

福井市障がい福祉課長

### 令和3年度障害児通所支援事業に関する報酬改定について

日頃より、本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、先に電子メールやホームページ等でご案内しましたとおり、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスに関する新たな加算が創設されました。

つきましては、下記のとおり、本市における報酬請求に関する運用方法等をまとめましたので、ご確認の上、適切な請求事務にご協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 個別サポート加算(1)について

##### 【概要】

ケアニーズが高い障がい児に支援を行ったときに、加算の算定が可能となります。また、本改定に伴い、放課後等デイサービスの区分指標については廃止されます。

なお、区分指標該当の有無が記載されているままであっても、令和3年4月1日以降のサービスを引き続きご利用いただけます。

##### (1) 対象となる利用者

『乳幼児等サポート調査・就学児サポート調査 調査票』（今回、国から示された様式、別紙1・別紙2参照）において、以下の項目に該当する者

児童発達支援・医療型児童発達支援	<p>3歳未満の場合</p> <p>食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が2以上</p> <p>3歳以上の場合(いずれにも該当すること)</p> <p>(ア) 食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が1以上</p> <p>(イ) 食事、排泄、入浴及び移動以外の項目(行動障害および精神症状の各項目)で、ほぼ毎日(週5日以上)ある又は週に1回以上ある項目が1以上</p> <p>給付決定期間中に3歳に達した場合であっても、次回の給付決定まで見直しは行いません。</p>
放課後等デイサービス	<p>いずれにも該当すること</p> <p>(ア) 食事、排泄、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの</p> <p>(イ) 指標判定の表の項目の点数の合計が13点以上であるもの</p>

##### 〔留意事項〕

重症心身障がい児が重心型児童発達支援事業所又は重心型放課後等デイサービス事業所(以下「重心型事業所」という。)を利用した場合は、個別サポート加算(1)の算定対象にはならないため、受給者証への表記は一律行いません。例外として、重症心身障がい児が重心型事業所以外の事業所を利用し、重症心身障がい児以外の基本報酬を算定することになる場合は、個別サポート加算(1)も算定可能となりますので、本課に相談をお願いします。

(2)本市の取扱い

<p>児童発達支援・医療型児童発達支援</p>	<p>〔令和3年4月分の報酬請求〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の給付決定時に用いた5領域11項目の聞き取り調査表により、加算対象者を決定しています。</li> <li>・加算対象者には、受給者証の貼付用シールを4月28日付けで郵送しています。また、各事業所には、対象者一覧をメールしますので、受給者証又は対象者一覧を確認の上で、報酬請求してください。</li> </ul> <p>〔令和3年5月分以降の報酬請求〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規申請又は更新時に本課職員が聞き取りに用いる『乳幼児等サポート調査・就学児サポート調査調査表』を基に、加算対象者を決定します。</li> <li>・従来どおり、受給者証を確認の上で、報酬請求してください。</li> </ul> <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加算対象者について、事業所にて疑義が生じる場合などは本課へ直接又は担当の相談支援専門員を通じて、ご連絡ください。</li> <li>・状況によって、本課職員の代わりに相談支援専門員が聞き取り調査を行うことができますので、相談支援専門員が作成した本調査表を基に、再判定することも検討します。</li> </ul> <p>(なお、相談支援専門員には、サポート調査実施時の留意事項等について、既に電子メールにて送付させていただいておりますのでご確認ください。)</p>
<p>放課後等デイサービス</p>	<p>〔令和3年4月分の報酬請求〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の受給者証において、指標該当の欄が『有』になっている利用者については、個別サポート加算(1)の加算対象者であるため、加算認定されているものと読み替えて算定してください。</li> <li>・加算対象者への貼付用シールの発行や、各事業所への対象者一覧の送付は行いません。</li> </ul> <p>〔令和3年5月分以降の報酬請求〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規申請又は更新時に本課職員が聞き取りに用いる『乳幼児等サポート調査・就学児サポート調査調査表』を基に、加算対象者を決定します。</li> <li>・従来どおり、受給者証を確認の上で、報酬請求してください。</li> <li>・支給決定に関するシステム改修の遅れにより、受給者証の指標該当『有』と『個別サポート加算(1)』の両方が記載される場合がありますが、いずれにしても加算対象者であるものとお読み取りください。(システム改修後、指標該当に関する表記は削除されます。)</li> </ul>

2. 個別サポート加算( )について

【概要】

事業所が要保護児童又は要支援児童(以下「要支援児童等」という。)を受け入れた場合に、家庭との関わりや心理的に不安定な児童へのケア、関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センターふくっこ(福井市健康管理センター内)、医療機関(以下「連携先機関等」という。)との連携を行うことに対して加算を算定できます。

(1)算定できる利用者

本加算の算定にあたっては、以下のすべての要件を満たす必要があります。(受給者証に加算の印字はされません。)

連携先機関等と連携して支援を行うこと

- ・要支援児童等への支援について、連携先機関等との状況等の共有を年に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管します。

・当該加算の趣旨を踏まえた手厚い支援内容について、個別支援計画（児童発達支援計画、医療型児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）に記載することが必要です。

・連携先機関等と連携して支援することの必要性は一義的には事業所が検討することにはなりますが、連携先機関等が、こうした手厚く連携した支援の必要まではないと考えることも想定されます。連携先機関等と連携した支援の必要性を共有できない場合は、本加算の対象とはなりません。

通所給付決定保護者の同意を得ること

・「本加算の趣旨」「要支援児童等の課題や、課題に対する手厚い支援内容」「市町村や連携先機関等と支援状況等の情報共有を行うこと」について、同意を得ることが必要です。

・当該児童が要支援児童等かどうかについては、保護者との信頼関係の中で把握した養育環境等から、一義的には事業所で把握し、加算の請求について判断します。

・保護者に同意を求めることは、一方的に当該児童が要支援児童等に該当することや、養育環境等の問題等について伝えることになり、かえって要支援児童等への支援を困難にすることも予想されます。

・こうしたことを避けるため、まずは保護者に寄り添い相談援助等を行うなどして、保護者との信頼関係を構築していくことが必要となります。

## (2) 本市の取扱い

・本加算の対象と思われる児童がいる場合、あらかじめ本課に電話もしくは電子メールにてご相談ください。

・本課にてケースの概要や支援経過、保護者の理解を得ることができるか等について確認します。

・上記状況を確認した後、事業所にて再度アセスメントを行い、養育環境等を含めた要支援児童等の課題、課題に対する支援内容等を個別支援計画に具体的に記載してください。

・個別支援計画については、事業所内で担当者会議を開いた上で、保護者に説明を行い、同意を得てください。また、連携先機関等との支援状況等の情報共有についても、保護者の同意を得てください。

・保護者の同意を得た個別支援計画書を本課に提出してください。

## (3) 留意事項

・個別支援計画書に記載がない場合や保護者の同意が得られない場合は、加算の算定はできません。

・保護者への説明時や個別支援計画の作成時など、要支援児童や児童虐待などの表現は絶対に使用しないでください。

・連携先機関等（特に児童相談所や市子ども福祉課）に対して、要支援児童等に該当するか否かの確認をすることは絶対にしないでください。

## 3. その他

### (1) 30分未満のサービス提供に関する取扱い

極端な短時間（30分未満）のサービス提供については、報酬（基本報酬及び加算）を算定できないものとなりました。

ただし、個別支援計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要があると、市町村が認めた就学児については、この限りではありません。また、利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間（30分未満）のサービス提供となった場合は、欠席時対応加算（ ）の算定を可能とします。

本市における取扱いに関しては、以下のとおりです。

30分未満のサービス提供について

・原則として、30分未満のサービス提供については報酬（基本報酬及び全て加算）の算定を認めません。

・30分未満で請求があった場合、当該児童の請求は返戻とします。

- ・サービス提供時間に送迎時間を含めることは認めません。
- ・請求に疑義が生じた場合は、サービス提供実績記録票、サービス提供記録、送迎者の送迎記録等を確認する場合があります。

在所時間数を徐々に延ばす必要があると市が認める場合について

- ・初めからある程度まとまった時間を事業所で過ごすことが困難で、在所時間数を徐々に延ばしていく必要があると市が認めた場合には、1日分の基本報酬の算定が可能です。具体的には、不登校の児童が再び学校に通えるよう訓練を行っていて、そのプロセスの一環による通所などが挙げられます。
- ・該当する児童がいる場合には、あらかじめ本課に電話もしくは電子メールにてご相談ください。
- ・相談時にケースの概要や支援経過について確認し、概ね必要である状況を確認できた場合、在所時間数を徐々に延ばす必要性や方向性について記載された個別支援計画書を提出していただきます。
- ・市としては、学校等の関係機関と連携して対応しているか、支援の方向性や期間が妥当か確認するとともに、相談支援専門員にも必要性を確認した上で判断を行います。
- ・事前に相談がない場合には、基本報酬の算定を認めない場合があります。
- ・必要と認められた場合、一定期間(概ね3か月)経過後に支援の見直しを行い、引き続き必要である場合に限り、上記のプロセスを経た上で基本報酬の算定を行ってください。

欠席時対応加算( )の算定について

- ・主に利用児童の体調不良等により、結果的に短時間(30分未満)のサービス提供となった場合に、欠席時対応加算( )の算定ができます。
- ・欠席対応加算( )を算定するにあたっては、明確な理由がわかる記録が必要です。具体的には、事業所に来た際の検温の結果や、学校や事業所での様子などを記載してください。
- ・事業所に来た時点で体調不良がわかっていたにもかかわらず、不用意に30分以上滞在させることは認めません。

(2) 欠席時対応加算( )の算定について

利用者がサービスの利用を予定していた日に、急病等でその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があり、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行い、利用者の状況や相談援助の内容等を記録した場合に、1か月につき4回を限度として算定できるものです。

本市における取扱いに関しては、以下のとおりです。

- ・欠席の連絡時に「お大事に」や「また振替の日を決めましょう」など簡易な連絡のみの場合は、加算の算定を認めません。
- ・利用者の体調の様子や診察の有無、家での様子などを保護者と情報共有し、可能であれば家でもできる療育方法について伝達し、その記録を残してください。

令和3年度障害児通所支援事業に関する報酬改定についての本市における運用方法は以上ですが、今後の運用の中で不具合等が生じた場合には随時見直しを行います。

福井市福祉保健部障がい福祉課 サービス2係

担当：清水・濱口・石田

TEL：0776-20-5435

E-mail：sfukusi@city.fukui.lg.jp